

市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻90号 97/2 <1部100円> 発行人 玉本 格
市芦救援会 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL0797(32)1131
市芦反弾圧闘争を支援する会 〒650 神戸市中央区元町通5丁目3の16 テーラビル3F

公判日程 1997年5月27日(火) PM3:00～

原告証言(鈴木)
(神戸地裁204号法廷)

深沢原告、処分の違法性を堂々と証言 被告側反対尋問を一切よせつけず

市芦救援会事務局

去る一月二八日、神戸地裁公判が開かれ、はじめての原告証人として深沢先生が証言台に立ちました。本格的な証言開始とあって、兵高教県高支部をはじめとした組合員や会員の方々に傍聴席は満員となりました。ここに厚くお礼を申し上げます。

証人は、九年余の市芦公平審での争点を整理し、まず背景としての市芦教育をめぐる組合と市教委の関係を証言し、停職処分と配転処分に関して端的にその違法性を証言しました。とりわけ処分事実の誤認、処分証拠の偽造等の証拠を挙げての証言は、「無断職場離脱」のデッチ上げによる処分の違法性を端的に立証するものでした。さらに一九八八年度の強制配転処分についても、組合つぶしの不当労働行為であることが証言されました。

被告側寺内代理人の反対尋問は、崩された処分証拠を繕いようもなく、「個人的不満」を原告主張の根拠とこじつけ、いつもの品性の下劣さだけを極だたせただけの無惨な結果に終わりました。

次回公判は鈴木先生の配転処分の証言が行われます。多くの方々の傍聴参加を訴えるものです。

なお、争点となる教員身分の保障に関して、最終準備書面ですとめられたものを本号で掲載しておきます。

公正裁決要請署名について、一月三〇日に第三次として三三四人分を提出し、五万人を突破(五〇三三一人)しました。全国の支援の皆様は厚く御礼を申し上げます。

も／く／じ

今、市芦公判がおもしろい ～ 傍聴参加を是非～	兵高教県高支部 u 生	2
第九回公判記録		
処分根拠を端的に崩す原告証言 裁判所の注視の中、無惨な反対尋問	救援会事務局	3
詩「怒り」	玉本 格	10
最終準備書面(二)	申立人・弁護団	11
仮設住民の生活を守る斗いに支援カンパを!	9/ 活動日誌	16/

今、市芦公判がおもしろい

傍聴支援を是非！

兵高教員高支部 生

「人間尊重教育というのは組合のどの段階の方針でしたか？」

「あなたに対して校長が無断職場離脱に対する注意文書を最初に出したのが四月でしたね。ところが松本教育長が就任するのは七月ですね。すると松本教育長によって市芦教育への弾圧が開始されたというあなたがたの主張は矛盾しませんか？」

右の質問は、一月二八日、神戸地裁で開かれた市芦不当処分撤回請求公判に於いて、深沢氏が行った証言に対して、裁判長と右陪席の裁判官から示されたものだ。

一〇年前、市芦分会深沢・河村両氏の支部執行委員会参加を無断職場離脱として一ヶ月の停職処分、さらにわずか三年の間に九人もの教師を学校以外の職場に不当配転するという前代未聞の弾圧が強行された。その当事者は芦屋市当局であるが、背景には当時の兵庫県行政の強圧的な教育方針が歴然としてあった。

右の裁判官二人の質問は、市芦弾圧の意図

と背景、その発端と経過についての原告市芦分会側の主要部分に対して裁判官なりに論点を整理しようとしたものであろう。

「人間尊重教育は当時組合のどの段階でも、また行政も同様の方針のもとで取り組んでおりました」

「松本教育長が就任する以前の三月市議会の段階ですでに芦屋市は市芦教育に対する弾圧を用意していました」

深沢氏の明快な答弁に対して二人の裁判官は頷いていた。

市芦弾圧は、解放教育潰しの総仕上げとして強行されたものだが、功を焦るあまり、稚拙ともいえる致命的なミスを芦屋市行政は数多く犯している。そのことごとくが先に終結した公平委員会審理で明らかにされてきた。しかし政治的判断を優先するであろう現公平委員会に公正な裁決を望むのは困難との予測のもと神戸地裁への提訴に踏み切ったものだ。

その公判廷での最初の証人調べがこの日の深沢証言であった。

裁判所に過度の期待を抱くことは当然戒めねばならないが、この日の裁判官の証言に対する姿勢には真摯なものが感じられた。

証言の中で提示される書証にも逐一真剣に目を通していき、証人の顔を注視して証言を聞き漏らすまいとしていた。あの公平委員会審査長の投げやりと思える姿勢とは格段の相違といえる。

この一〇年に及ぶ審理で提出された書証は、審理の証言記録を加えると優に一メートルを越えるであろう。裁判官には、きっとその膨大な資料の一言一句に公正な目で吟味を加えてもらわねばならない。そうするためにも厳とした注視が必要なのだ。

この公判の結論は一年以内には出る。その時この一〇年間の苦闘が報われるやもしれぬ、そんな期待を抱かせるこの日だった。是非とも公判廷の傍聴席を埋め尽くそうではないか。

県高支部ニュース176号から

次回公判日程

●日時 五月二七日(火)午後三時

●場所 神戸地裁二〇四号法廷

●証人 原告鈴木先生

一九八六年一〇月の強制配転事案

第九回公判記録(傍聴メモから)

処分根拠を端的に崩す原告証言 裁判所の注視の中、無残な反対尋問

市芦救援会事務局

橋は市芦高校の組合を代表して芦屋地方労働組合協議会の事務局次長が予定されていた。そして、訴外長瀬を含め原告らは現在の組合員一五名の内九名を占める。

処分の背景

村田 本件訴訟で問題となっているのは、一九八六年九月二九日 原告深沢、河村対

する懲戒処分

一〇月 原告鈴木の強制配転

一九八七年四月 原告森村ら六名の強制配転

一九八八年四月 原告深沢の強制配転

村田 約一年半の間に連続して処分がなされたのは、どのような理由によるのか、処分の背景についてまず述べてもらいたい。

しかし、すでに公平委員会で詳細な証拠調べがなされており、その記録はすべてこの裁判に提出されている。よってこの法廷では、要点のみ尋ねる。

まず、証人が市芦に採用された当時、市芦



ではどのような教育が行われていたか。

深沢 高校進学率が九〇%をこえ九五%に向かおうとしている中、高校全入を目指して一人一人を大事にする教育を目指していた。

具体的には、進学保障制度と言って、社会的差別、障害、貧困等により教育権が保障されてこなかった子どもたちを、中学校からの推薦により若干名、入学定員枠外で受け入れる制度を実施していた。その制度の適用によって、いわゆる「知恵遅れ」といわれた障害児も入学してきた。

入学してきた全て生徒の教育を充実させる

村田 本件訴訟の他の原告らの組合活動は。深沢 全員が就職時よりの組合員で、組合の活動方針に沿って熱心に活動してきた。特に、鈴木は組合創設に中心的に関わった人で、その後も組合活動の指導的立場にあった。

また、滝山、小川、森村は、処分の年は組合執行員に選出され、執行部としての活躍が期待されていた。

吉岡、麻田は婦人部長の経験者であり、石

ための教育条件整備として、加配教員が配置され、わかる授業の取り組み、生徒との対話を大切にされた教育が進められた。

そして、芦屋市教委も加配の配置など、市芦教育の教育条件整備を積極的に推進してきた。

村田 そうした取り組みをしようと思うと、労働条件は厳しいものになったと推察されるが、組合はどんな態度で望んだか。

深沢 生徒や親の教育要求に応えようとする、労働条件としては、仕事が深夜に及ぶことも多く、精神的にも厳しかったが、教員の労働条件を生徒の教育権に優先させないとの意思統一のもとに積極的に取り組んだ。

全市あげて取り組まれて市教委も高く評価している。

村田 その後、芦屋市ないし市芦の教育に変化があったか。

深沢 一九七一年から一九八六年に松本教育長が就任するまでの約一五年間、小中学校、市教委あげてその人間尊重の取り組みは進められた。それは、市教委編纂の三〇周年記念誌にも明確に述べられているし、本件処分が始まる直前の一九八六年三月市議会の芝田教育長の答弁でも「人間尊重の教育」としてそのことははっきり述べられている。

村田 カリキュラムの決定や先生方の校務分掌、その他学校運営はどのように行われてい

たか。

深沢 カリキュラムや校務分掌を含む、学校運営に関する大切なことがらは、教職員全員による職員会議で十分に討議し、みんなの知恵を出し合って決定された。校長は、協議内容を十分にくみ取り、職員会議の決定事項を尊重し、学校の決定事項として学校運営は行われた。

村田 校長、教頭との関係はどうだったか。

深沢 松本教育長が就任するまでは、こうした学校運営は、前田校長も審理で「うまくいった」と認めており、特に異議は出されていなかった。

村田 被告は、学校が組合管理により教育荒廃を招いたと言っているが、そういった事実があったか。

深沢 先ほど言ったように、学校はみんなが力を合わせて非常に民主的に運営されていた。確かに教育上のいろいろな問題はあったが、これは全国の学校が抱えていた教育上の課題であり、組合とは全く関係ない。

実際、松本教育長のすすめた「教育改革」以後の方が問題は多い。

村田 一九八六年七月、芝田教育長が任期途中で退任、松本教育長が就任したが、どのような事情があったのか。

深沢 芝田教育長は芦屋の同和教育の取り組みや、人間尊重の教育の取り組みを高く評価

比べるとどのような特色があるか。

深沢 一般的には

- ・ 仕事が多忙で勤務時間が区切れない。(放課後の生徒指導、クラブ活動、家庭訪問、教材研究、授業準備)
- ・ 教員の勤務は定量できないところが多くあるため、時間外勤務手当が支給されず、教育調整額が支給されている。
- ・ 自己研鑽の必要性から自宅研修など学校外の勤務が大幅に認められている

・ 教育は教員の自主性、創造性に負うところが大きい。仕事上の判断の多くが教員個々にゆだねられてきた。行政事務職員が「上司の命令に従う」というのと大きく異なる。

村田 進学校との違いは。

深沢 学力が低い生徒、家庭崩壊・生活破壊をかかえた生徒も多くいたため、生徒のおかれた状況を知り、生徒や親の教育要求に応えるため、夜間の家庭訪問、深夜に至る教材研究が頻繁に行われた。

村田 教員が勝手にやったと被告は言うが実はどうか。

深沢 夜間の家庭訪問・保護者を時間を外勤務として校長が命じることが出来ないため(国立及び公立の義務教育諸学校等の教職員の給与に関する特別措置法)に関わる「教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合に関する

していた。そして、組合とも対話する姿勢を続けていた。ところが、翌年四月の市長選をひかえて、票集めのために、依然根強く残っていた市民の受験教育熱に迎合する必要がでてき、そのため、組合を弾圧してでも教育方針の変更を強引に実行する人物を教育長に据える必要があった。その点で、松本教育長は、公立高校へは点数のとれない障害児や成績の悪い子は入学すべきでないとの考え方を持った人物であり、「日本の癌は国鉄と日教組だ」と公言してはばからなかった組合嫌いの人物であり適任だった。

十一月の任期切れを前にして、七月に芝田教育長が辞任させられ、松本教育長が就任した。選挙日程にあわせたものであった。

松本教育改革

村田 その後、どのような変化があったか。

深沢 六一年度中では、

- 交渉抜きに勤務上件である勤務の割り振りを通告
- 職員会議で決定し校長も承認していた翌年度カリキュラムを不承認
- 組合活動の規制(会議室の使用禁止、放送設備の使用禁止、印刷機の使用禁止などこれまで便宜供与を一切禁止、職員室からの組合掲示板撤去)

規程)、それらは教員の自主性に依存して行われていた。

それにより、教育に実効をあげ、校長や教頭はそれを高く評価していた。

村田 本件処分前、市芦における教員の勤務時間についてはどのように運用されてきたか。

深沢 深夜にわたる勤務が頻繁に行われていたため、必要な場合には授業がないときには健康管理のために、一〇時までの登校、あるいは午後の授業終了後の下校が認められていた。さらに、教員には自己研鑽が必要とされてきたことから、校務に支障がない範囲で自宅研修も大幅に認められていた。

村田 勤務時間の割り振りについては。

深沢 前にいった実態から、勤務時間の割り振りを画一的に定めることが出来なかったため、一九八六年九月一日までは、勤務時間の画一的割り振りは定められていなかった。

村田 勤務時間は明確に割り振られ、周知されていたというが。

深沢 勤務時間の割り振りが定められて、教員に知らされたのは、一九八六年九月の職員会議がはじめて。事前に組合に対しての提示も、交渉もなしに一方的に通告された。

組合支部会議

村田 西阪神支部とは。

● 本件懲戒処分

● 原告鈴木本の強制配転処分

● 定数条例の改正により教員定数大幅削減

● 定員内大量不合格、障害児の切り捨て

● 六人の強制配転

村田 翌一九八七年四月、原告森村ら六名の強制配転や一九八八年の深沢さんの強制配転へと続いていくことになるが、処分者(被告市教委)は、「教育の正常化」「市芦の正常化」といっているが、「正常化」なるものの真意、実体についてどう考えるか。

深沢 批判者としての組合をつぶすこと。

そして、校長権限の回復という形をとりながら、実際には学校を代表する校長権限を剥奪して、市教委による上意下達の専制的な教育行政を実行すること。それは、一九八六年十一月の職員会議での前田校長の「私は禁治産者」発言でも明らかである。そして、それまで市をあげて進められてきた人間尊重の教育をつぶし、市民の中にある受験教育熱に迎合することであった。

懲戒処分について

村田 一九八六年九月二九日の懲戒処分について、その前提として、高等学校の教員の勤務実態について詳しく述べてほしい。

他の市の職員、あるいは一般の会社員らと

深沢 当時の兵庫県の高等学校教職員組合の下部組織で、市芦高校分会の上部組織。

支部の執行委員会が毎週火曜日西宮市の支部書記局で開かれていた。だいたい一時から四時、実際には二時から。

当時の出席方法は、支部執行委員が三月に決まるので、それを教務に届け、また所属する教科からも要望して、授業に支障なく参加できるように火曜日の午後は時間割をあけるという配慮が学校としてなされて、校長も承認していた。以前は「組合出張」とかれた時間割も市教委へ提出されており、市教委も承認の上で長年慣行としてやってきたものである。

村田 他、高校の場合は。

深沢 県立高校では、便宜的に往復二時間と計算し、組合活動は一時間とした。組合と県立高校校長会との間で、一時間年休で支部執行委員会へ参加するとの合意に達していた。他市の市立高校では、尼崎市、西宮市、神戸市等では、従来通り年休なしで参加していた。

交渉経過について

村田 被告との話し合いの経緯は。

深沢 一九八五年のはじめに、市教委より「年休で参加してもらえないか」との要望が出された。

れた。

一九八五年五月八日に、正式に組合交渉が持たれ、再度交渉することになった。

そして、再交渉までは現行通り年休なしで参加するとの合意を得た。

闘争速報に記載されて組合員に配布、その旨の報告が組合員になされていた。それに対して市教委からの異議は一切なかった。

一九八六年度に入っても市教委と別件で交渉する機会もあったが、支部参加については何の申し入れ、提案もなかった。

校長より注意文書が出され、組合からの申し入れにもかかわらず出し続けたため、一九八六年六月九日に組合からの要求により市教委と交渉が再開された。問題点を指摘した上で交渉での解決を求め継続交渉となった。

完全な解決を見られなかったため、組合としては私の支部参加は中止して、代理を連絡員として派遣した。

ところが、九月九日に市教委が内密に学校へ見張りに来ていたのを知り、また、代理参加した石橋教諭の年休届けが不承認にされたので、九月一二日の校長交渉を経たのち九月一七日、二〇日に交渉の申し入れをしたが応じてもらえなかった。

処分のデッチ上げ

迎合する「教育改革」によって、一九八七年四月の市長選挙を有利に戦おうとする市長にとって、人間尊重の教育を熱心に推進する組合は、大きな障害であった。

村田 受験指導はしなかったのか。

深沢 生徒の進路保障という観点から、進学希望生徒についての指導を行い、「教育改革」以前の方が大学進学者数も多かった。

強制配転について

村田 懲戒処分以後の経過については、

一九八六年一〇月 原告鈴木強制配転

組合活動の弾圧

一九八七年二月 教員定数条例改正

三月 入試で定員内三三名の大量切り捨て

四月 原告森村ら六名の強制配転
一九八八年四月 原告深沢ら二名の強制配転
被告は、定数条例改正を行革といっているが。深沢 市教委が主導権をとって定数条例を改正し、定員削減した。

行革大綱を理由に挙げているが、行革大綱は必ずしも人員削減を言っておらず、また削減に際しても欠員不補充による削減をうたっているにすぎず、条例改正とは無関係。強制配転を伴う定員削減は市芦のみ。

村田 交渉継続中の処分だったんですね。

事実関係について、処分の対象とされている日は、すべて支部へ行ったのか。

深沢 三枚目の注意文書が六月四日以降は支部へは行っていない。

村田 六月一〇日以降の六回の処分対象の日はどうしていたのか。
深沢 出張がほとんどで、学校にいた日、自宅研修をした日もある。つまり、すべて勤務に就いていた。

村田 代理で支部へ行った人や一緒に出張した人の扱いはどうだったのか。

深沢 何の注意も処分もない。処分資料とされた学校日誌に記載さえされていない。その点からも、学校日誌に事実が記載されているとは言い難い。

村田 「学校を見回るなどして全員の不在確認をしたところ、証人のみが無断職場離脱したので、その都度注意し、学校日誌に記録した。再三再四の注意を無視したので処分した」と処分者は主張しているが。

深沢 見回りをしていた事実はない。見回っているのを目撃した教員はいない。

そもそも存在確認はできても不在確認などは原理的に不可能である。

その都度注意された事実一度もない。注意といえれば三枚の注意文書だけだ。

学校日誌には、代理で支部へ行った人や一

市教委による学校への直接介入

村田 一九八七年四月の六人の強制配転後の市芦は。

深沢 校長が一方的に校務分掌や教科の科目担当、学年担当をきめ、組合員を担任や学年所属からはずした。

その一方で、法律違反を犯して、臨時職員 の助教諭を担任や進路指導部長に、教員免許のない実習助手を生徒指導部長に任命した。六人を配転後、大量の時間講師を導入し、授業が混乱した。

村田 その体制はながつづきしたのか。

深沢 時間講師が生徒の要求に応えられず次々とやめていった。

半年間で時間割が八回も変更された。

もとの先生、もとの学校を返してと、在校生の全員署名が提出され、前田校長も審理で「生徒に迷惑をかけた」と謝罪している。

村田 証人の立場は。

深沢 図書係にさせられ、担任等の分掌から完全にはずされた。

分会長として、「教育改革」の反対運動、処分撤回闘争に積極的に関わった。

村田 一九八八年四月の強制配転について、定数条例上の過員とさえいえないですね。深沢 定数条例の改正そのものも不当である

処分の意図

村田 本件処分の真の目的についてどう考えるか。

深沢 「日教組と国鉄が癌」というとおり、組合を敵視した松本教育長が組合潰しをねらったもの。

市民の間に根強く残っている受験教育熱に

反対尋問

寺内 「注意文書がでてからは支部に行っていない」というが、代わりの人は無断職場離脱にならないのか。

深沢 私に聞かれても。(被告に聞け！)

寺内 研修権については学校長の承認があるのでは。

深沢 従前から「とっていい」ということで校長の承認はあったということです。

寺内 勤務で遅くなるというが、組合活動で遅くなっていたのではないのか。(笑)

深沢 ほとんどが家庭訪問や教材づくり。

寺内 配転理由ではあなたではなく四方先生が適任となるとの証言ですが、組合員か。

深沢 やめられた。

寺内 やめることについて、あなたが不満を持っていると。

深沢 お互いの批判はあるが、個人的不満ではない。

寺内 四方先生が配転の適任者だと言う背景には、そんな不満があるのでは。

傍聴者 三文小説やな。いつも通り下司な尋問やな(爆笑)。

寺内 全員が組合員で、職員会議の中で勤務の割り振りや奨学生、障害児の話など組合の方針が話合われていたのでは。

深沢 職員としての話で、担任や係の教師が話をしていたのであり、組合員が発言したから組合が言っている、とはならない。

裁判官からの質問

右陪席 「人間尊重の教育」とは、組合の方針なのか、市芦高校独自のものか。

深沢 県の本部で同和教育や生徒の権利の保障とか言っていて、また、芦屋市の教育長が言っていたのは教育行政として言われてて、まあ一致していました。

右陪席 無断職場離脱が四月二日が最初と、それ以前の前任校長と組合との関係は。

深沢 松本教育長が来る前は、職員会議、公務分掌でうまく学校運営がなされていたから組合と対立することはなかった。

右陪席 四月以降校長の意見が変わったのか。

深沢 支部参加についての対応が九月頃にはきつく変わっていった。七月をはさんで対応が大きく変化した。

裁判長 松本教育長の就任は一九八六年七月で、前任校長が注意文書を出したのは五月というところで、松本教育長による組合弾圧という話はどうなるのか。

深沢 すでに四月頃に教育長が変わるといいう話がでており、今思えば小林管理部長は松本と同様の考えで準備をしていたと考えられる。

仮設住宅の

生活を守るために 支援カンパを！

市芦分会・市芦救援会

恒久住宅の供給計画も示さず、生活を破壊しながら仮設住宅の統廃合を芦屋市は強行しています。

兵庫県ですら、「住民との合意が必要」として、住民との話し合いを市当局に求めているのです。

しかしながら、芦屋市長は対話を一切拒否し、「仮設住民のエゴ」といわんばかりのデマを流しつづけています。

「契約を更新しない」という方針を早々に打ち出し、仮設自治会との話し合いを拒否し続けています。

現在、仮設をめぐる様々な状況について、情報を早く伝えるための費用がありません。皆様方のカンパをお願いいたします。

●カンパ 一口 五〇〇円

●送付方法 同封の振り込み用紙に、「生活を守るためカンパ」とご記入のうえ、振り込んで下さい。

根拠のない配転理由

が、その改正された条例に照らしても過員とはいえない。三二名のところ二九名しか配置されていない状態で、むしろ欠員があった。理科教員の体制として、すでに一名の理科の教員の転出が決まっていたにもかかわらず、私を配転して、そのあと新任の教員を採用した。

高校の理科の場合、科目の専門性が重要であるが私を配転することにより、化学を専門とする教員がいなくなり、生物が二人という状況ができた。

村田 被告の主張する配転理由として、

- ・人事の停滞、様々な分野での経験のため他部署との交流、理科が多い、
- ・教育工学の研究と研究グループの育成のため増員
- ・四〇周年記念誌
- ・勤続一五年、理科系知識豊富、理科の年齢構成

というような理由を挙げているが。

深沢 被告の人選理由を当てはめると、他の理科教員が適任者となる。

村田 どなたですか。

深沢 四方先生。審理で小林管理部長はこれを認めていた。

組合つぶしの処分

村田 配転後の仕事は。

深沢 四〇周年記念誌はもとと管理部の仕事であったものをわざわざ教育研究所へ回してきた。しかも、その仕事が始まるのも、一九八九年に入ってからである。

村田 他部署との交流といっているが、交流といえるか。

深沢 私たちの配転期間は余りにも長く、私たち原告は市教委の最古参となっており、もはや交流とはいえず、隔離である。

村田 では、被告の真意はなにか。

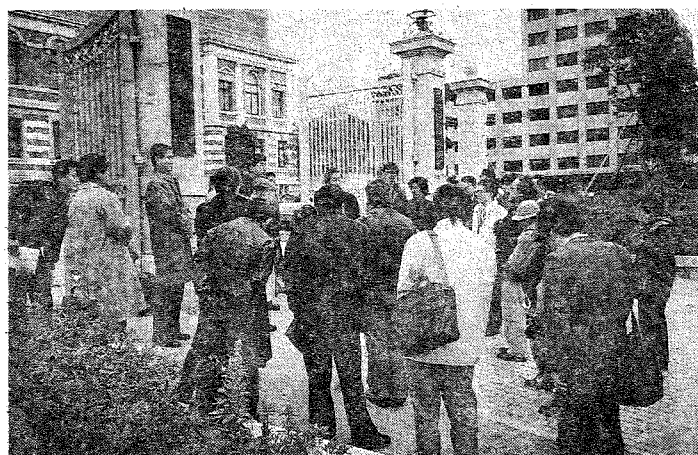
深沢 学校の中にあつて「教育改革」を批判する分会長を学校から排除・隔離することが目的であり、不当労働行為である。

村田 このような処分をしてまで強行された松本教育改革の結果はどのようなものか。

深沢 職員会議の機能を奪い、市教委の指示を受けた校長の独断で運営される学校は、教育力を低下させた。

入試で、指導が難しいと判断した生徒を大量に不合格にしておきながら、更に退学者を生み出し、「教育改革」前後の六年間の平均を比べても、平均卒業生数を二二八名から九一名へ減少させてしまった。

進路では、大学進学や進路に応じた教育を



うたい文句にしながら、大学進学は二〇名前後であったものを二名にまで減らしている。この状況は現在も続いている。

教育荒廃をもたらせただけである。

審理において、処分が、学校を教育委員会の意のままに動かすために、教員組合を弾圧し、その解体をねらったものであったことが明らかになった。

教員の仕事を奪われた苦痛が大きい。一日も早い現場復帰を求めます。

玉本 格

怒り

あなた達の時で来た「平和」というコトバは
シヤボン玉のように簡単に消え失せるものだったのか
不透明（濁って見えぬ）不明瞭（あきらかでなく明白でない）不
明朗（すっきりせず 清く正しくない）

大震災後二五〇日 ああ孤独死の人が一〇〇名を越えた
右を向き左を向き 周囲を鏡って決断をためらう右顧左眈
カメレオン族 こつちも族にこまかされて肥え太らせてはいないか
政・官・財を

約五〇〇戸四方の複差別の地域で一七〇〇戸の倒壊家屋
四三名の方々がしくなつたと聞く
公営住宅一〇〇戸の推定でよるのか

アイラブ神戸 がんばれ神戸を市民に押しつけ
「今さら老人に何をがんばれというのか」と怒りの声
弱者を切り捨てて来たのは誰か
フウウーロードって どんなところか
ハーバーランドがどこにあるのか
忘れられた高令市民には幽霊の如き存在

仮設の中に残されたものは何もなく
役立たずの不用品のように
生き甲斐を失おうとする人達を
「ああ うつろになっていく——」と嘆かせではならぬ
いまかしの妥協を重ね 混迷を深め 墮落したエコノミックアニマル
的無節操集団
未来はどうなるのか 誰にあずけるのか
「憲法」を迷路に投げ込んだのは誰か
一本道をまっ直ぐに進めよう
人間が人間のために闘う姿は どうに消え失せたのか
今こそ本気で怒らねばならぬ時が 目前に来たようだ

一九九六年一〇月二九日

最終準備書面(一)

申立人・弁護士団

第二 本件強制配転の違法性について

一 教育公務員の一般事務職等異職種への「不転転」についての問題点

以上述べてきたとおり、本件強制配転は、市芦高校の教員を、本人の同意をとることなく、「指導員」に身分変更した上で、基本的に一般事務職に強制的に職種を変更するものであり、その身分変更の根拠にしても、また、配転の必要性の点においても、更に、配転の経過においても、あらゆる面で、極めて問題が多く、異常なものといわざるを得ない。

本件のように、現場の教員を、他の異職種に変更する例はあるようではあるが、現実の問題としては、当該本人の同意を得ることなく強制的になされるケースは極めて稀のようである。このような、教員本人の意思に反して一般事務職等の異職種への変更をするような事案は過去あまり例がなく、教育法学の分野においても、あまり論議されてこなかった

問題であるが、近年、これが裁判所での係争に至った事案もあり、次第に重要な問題として取り上げられつつある。

二 甲第三九一号証の重要性について

ここにおいて、本件の判断に当たって十分に参考にするべき文献が甲第三九一号証（季刊教育法一〇五号四二頁「鼎談 教師の専門職制を考える一教師の『不意転』問題をめぐって」）の兼子仁教授、神田修教授及び土屋基規教授の鼎談である。同鼎談においては、本件が検討対象の事案のひとつとしてあげられ、全般的な問題点についての分析検討がなされている。

同鼎談の内容は、上記甲第三九一号証を一読すれば明らかなどころであるが、以下のとおり重要な問題点が指摘されている。

1 まず、本件において前提問題として十分に認識されるべき点が、教育基本法における

教育公務員の身分保障の規定である。即ち、同法第六條二項の「教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。」という規定であり、また、第一〇條二項「教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。」という規定である。

この点について神田教授は次のように指摘されている。「学校の教師は、もちろん免許状を持っている『専門家』ですが、行政機関に勤めるということと学校に勤めるということとの決定的な違いに思いを至すべきです。行政機関は上司と下僚の関係の中に組み込まれて事務をとるということとを第一原理とするところ。学校は先生方が教育を行う主人公として子どもたちの学習に直接に責任をもって関与していくという役割を担うのでして、これは到底行政機関的な規制や原理が支配する中では行われうるものではない。」（甲第三九一号証、P四三）

更に、土屋教授も次のように述べられている。「学校に勤める教師という場合には、明らかにその職務の本質から申しまして教育専門職としての免許資格というものを定めているはずですね。この免許資格のないものを、行政機関が任命することは罰則をもって望むという規定が免許法の二二条にあります。こ

れなどは、免許主義を定めた戦後の教職員法制の中でも、画期的なことと思うのですね。…そこに教師たちが教育専門職として仕事をすることの尊重を、そのような関連法制の中で用意していると思いますので、一般的あるいは、理念のみを示したものであるよりは、関連法制全体を通して、そのような教育専門職というものを確立していくための法的な諸関係というものがあって、そのことを現実を生かしていくという、人事行政が必要になってくるだろうと思います。」(同P四四)

そして、兼子教授も、「少なくとも、教職員人事についてそれなりの行政裁量の余地、いわゆる職員人事裁量権というものが、教育委員会に認められるとして、そのかなり強い法的な限界づけをしている、そういう効果を持つ教育基本法の条項であると位置づけるべきだと解されます。」(同P四四)と指摘され、「教職員人事裁量において相当強い法的限界の法理」が以下検討されている。

2 以上の前提のもと、本件における「指導員」への不意転の問題が検討されている。まず土屋教授は次のように指摘されている。「ある市の指導員規定の場合は、これは教育専門職、教育的専門職員の範囲と考えられるのかというのが、一つの問題だろうと思います。

(同)

3 特に、本件処分における「不意転」の点、即ち、「本人の意思」の点について、「行政裁量に対する法的限界法理の条理解釈」の問題として、即ち、「考慮を要する事柄について十分な考慮を尽くしたかどうか、そうでない場合に行政裁量権の一種の手続的違法を招来する」という解釈の問題として、この職員人事裁量における「要考慮事項考慮義務」としての「重要な要考慮事項にあたる本人意思の尊重の法理」が強調されている。兼子教授は次のように指摘されている。「特に、学校教育職である教諭の場合は、さきほどいろいろお話しした教育専門職として特別身分保障を受ける立場で採用されているわけですから、それを不意転する場合には、本人意思をできるだけ尊重するというのが転任採用人事における『要考慮事項』に当たるのは当然ではないかと考えられるからであります。」(同P四七、四八)

本件において、処分者側は、「転任処分においては法的には本人の同意は不要」との論のみを展開するようであるが、たとえそうであるとしても、上記のとおり、「行政裁量に対する法的限界」を検討する上で、「本人の意思」は重要な要考慮事項と言わねばならない。ことに、本件の如く、教員を「指導員」という不確定な身分におとしめる処分についての行

もしくは社会教育施設の行政的職員と考えられますので、そこにいわゆる転任をする場合に、任命権者の採用行為が認められたとしても、本人が希望しないし、それから、学校の教諭だった人をそこにもっていく場合には、その必要性、合理性がきちっとしていないといけません。著しい職務内容の転換を求める人事行政ですので、その手続きにおいても極めて慎重な事柄が求められるのではないでしようか。」(同P四五)

更に神田教授も、次のように明確に指摘されている。「職務内容を明示せず、やみくもに事務職に従事させられるような指導員のケースは非常に問題です。高校が市内に一つしかない公立高校のような場合、人事は都道府県単位に広域行政的に行うということのからみもありましよう。都道府県が調整役の立場から、教員の転任人事を行うことになってきた戦後原則との関連で考えますと、まず、教員といえども他のことを経験するために、学校教育以外の教育に関わるような仕事、教員の仕事に直接的ないしや間接的であってもつながるような仕事を行うということもあり得ます。その場合は、一層県全体の人事行政の中で考えることがされてきていると思われる。しかし、そうした場合に行政組織上、配転先の職を教育職的に位置づけることが重要であり、しかも当然不意転ではなくて、十分

政裁量の可否の検討においては、極めて重要な要素と言わねばならない。

4 次に、行政裁量の判断に当たっての、処分の不利益性の問題がある。同鼎談でも引用されているように、最高裁昭和六一年一〇月二三日判決(いわゆる「吹田二中事件判決」)の趣旨は、「客観的実地の見地からみて、勤務場所、勤務内容等に不利益を伴う場合は不利益処分として転任を争い得る」というものであり、兼子教授が指摘されているように、一般的に、「異職種への事務系職種への不意転の場合は、勤務条件ないし職務内容の面で相当な不利益になっている場合が少なくない」(同P四九)。本件各処分における具体的な不利益性については、既に詳細に論じてきたとおりである。

この点について、更に以下のような指摘がなされている。「例えば、教育公務員特例法の適用でいえば、例の研修の問題についての権限がありますが、一般行政職からの特例事項とされていることの一つですから、夏休み等含めて研修することによって、その職務の本質を高めるということは、これは行政職になったんだからそれは適用されなくても当然だ、ということでは大変困るわけですね、研修権の問題一つ巡っても、これが勤務そのものに非常に関わる点からいえば大きい違いが出て

納得、合意した上で場合によっては組合とも人事上の確認をし交渉をし、またルールを決めてやるべきだと思いますね。」(同P四六)

この点については、兼子教授は、「これがもし給与措置の関係だけで言われているとします『教諭』という教員の身分の場合は本来は採用選考試験で採用された教育専門職ですから、それとして職務専念義務が強いわけです。すると、例の『あて指導主事』のような特別法律規定があって併任になるという場合はともかく、そうでない、条例上の裏づけ規定もないような場合に、その教諭と併任で『指導員』に転任を命ずるということは、そう簡単にできることではないのではないかと解される」と論じておられ、これを受けて土屋教授も、「指導員という形でやっている職務の圧倒的な部分は事務的な仕事ですから、これは行政職としての待遇が明確なわけですが、教育公務員の範囲をはずれておりますので、その上なおかつ給与だけは教育職の適用をするというのは、行政裁量にしてはやはり大分無理を求めていると見ざるをえないですね。」(同P四七)

そして更に兼子教授は、「実質が事務系職種への転任ということになりますと、教諭にとって不意転である以上は『降任』に近いのではないかと、分限処分を受けたに等しいという問題もありますね。」とも指摘されている。

くる」(土屋教授、同P四九)、「ご自身の人間の成長発達を合わせ期しながらその学習権保障の教育活動にいそむ。こういう身分と承知して採用試験に臨み、採用されてきたということからしますと、その採用時の同意の範囲を越えた変更人事ということになる場合が多いと、むしろ考えられるところではないでしようか。不意転の場合は。」(兼子教授、同P四九、五〇)

そして、この不利益性の点からすれば、「教諭を他職種へ転任させる」という場合は、本人の意に反しないように配慮する、という人事裁量上の考慮義務が非常に重く、従って本人の意思確認を十分慎重に行う手続的保障が必要であるという条理解釈につながると解されるのです。逆に、「不意転」であると、考慮不尽の違法を事実上推定させる程であると言つてよいのではないでしようか。」(兼子教授、同P五〇)

本件においては、処分者側も認めるように、いずれの転任処分においても、申立人らはいずれも同意しておらず、その明確な意思に反して処分がなされている。のみならず、処分者は、各当事者の意思を確認しようともせず、そうした機会をもとともしなかったのだから、何故そのような対応をとったのかについて説明さえなそうとしないのである。

本件処分が、「指導員」への転任という極めて異例な処分であることを考慮すれば、上記の点だけから、本件各転任処分は、裁量権を大きく逸脱した違法な処分と言わざるを得ないのである。

5 同鼎談においては、更に次の点にも言及されている。

一つは、「他事考慮」の問題である(同P五〇)。地方公務員法第五六条では、「職員は職員団体のために正当な行為をしたことの故をもって不利益な取扱を受けることはない」と定めている。兼子教授は次のように指摘されている。「不意転が職員団体活動を抑制する目的で、それを考慮して行った他事考慮の人事であるかどうかというこの立証は中々難しいのですけれども、これはしかし事の性質上、本来間接的な事実証拠から推定的に認められるべき事柄ではないか、ということ事です。この場合も『不意転』であることによりまして、そういう他事考慮がなかったかどうかの立証も責任が転換されてしかるべきだと思われますね。」(同P五〇)

ましてや本件においては、前に詳細に論じたように、本件各転任処分の際には、各被処分者本人の意を確かめる機会さえ全くもたれず、しかも、そのような形で強制転されたのが、全て教職員組合の組合員であり、そ

れぞれが熱心に組合活動に関与してきた人物である事実、更に松本教育長の就任以降本件処分に至る処分者側の組合に対する対応の経過、更に、甲第二七号証の存在等、処分者が組合を嫌忌して一連の本件各処分をなしたことは、多くの証拠により十二分に明らかにされている。即ち、他事考慮に基づく処分であることは明らかにされている。これに対して、処分者側からは、満足な反証は全くなされていない。この点における本件各処分の違法性も既に明らかであるところである。

更に次に、申立人鈴木に対する強制転任に關しても、同鼎談において、土屋教授から次のように指摘がなされている。「一年間の教育計画の中である学期の途中で急にこのような問題が起こった場合には、これは教育計画の継続性に著しい支障を生じますので、これは不意転になった教師の勤務条件のみならず、子どもの学習条件という観点から見てもそのような措置は、手続的要件を十分満たしておりません、教師の勤務条件だけではない、ということ、行政サイドはよくよく吟味しておかないといけないだろうと思います。」(同P五〇)確かに、申立人鈴木の強制転任においても、ただ、同申立人本人の意を確認する機会すらもたれずになされたのみならず、その二学期途中の一〇月一日になされる処分に關して、当該校長すら事前にその処分の事を

聞かされていなかったのである。この点からも同処分の違法性は明らかと言わねばならない。

三 関連判例について

前述のように、本件の如き教育公務員の異職種への転任、それも「不意転」に關する判例は、過去その事例が少ないということもあり、ほとんどない。最近の関連判例として、①高知県立幡多農業高校教諭転任事件(高知地裁平成五年三月二二日判決)、及び②観音寺市立高室幼稚園長転任事件(高松地裁平成三年九月三〇日判決、高松高裁平成五年九月六日判決)がある。

この内、②の事案は、かなり特殊な事案であり、本件の関連では参考とされることは少ない。①の判例は、高校教諭を社会教育法によらない職としての社会教育主事に転職させられた事案であり、比較的本件の事案と共通するところのある事案である。

同判決は、結論的には、転任処分は違法ではない、としているが、その判決内容は、ある面では逆に、本件各転任処分の違法性を明らかに根拠付けるものと評価することができ

る。同判決の事案は、同高校の保健体育科の教諭であった原告が、「高知県立幡多青少年の家

職員(社会教育主事五等級)に転職させる。高知県立幡多体育館社会教育主事を兼職させる」との辞令を受けた事案であり、その処分の違法性が争われた。

同判決においては、「自由裁量権の制約」として、以下のように認定されている。「しかし、教育公務員については、教育基本法六条二項、一〇条二項等の規定により、その全体については一般的抽象的な形ではあるが他の一般公務員より強い身分保障が定められている。これは、憲法二三条により大学以外の教育機関の教員にも一定の範囲において教授の自由が保障されており、子どもの教育は、教員と子どもとの間の直接の人格的接触を通じ子どもの個性に応じて弾力的に行われなければならないから、教員の自由な創意と工夫が要請され、そのためには教員各自が自由な創意と工夫を行えるように教員の身分の安定を図る必要があることによるものと解される。そうすると、任命権者である県教委の自由裁量権にも右の教員の身分尊重の原理から自ずから合理的限界が存するものと解するのが相当である。そして、教員には、狭い意味での教授の自由の他に、自由な創意・工夫を行うために常に研修等自己研鑽を行う必要があり、結局教員には自己研鑽を含む教育の自由があるものと解される。」

以上のとおり、当然のことながら、判決は、

憲法、教育基本法から導き出される教員の身分保障の観点から、教員の人事における教育委員会の裁量権に課せられた制約について指摘している。

そして、同事案について裁量権の逸脱の有無について判断を示しているのであるが、その個別の事情についての本件との相違点は以下の点である。

- 1 同事案においては、法上の社会教育主事ではないが、「高知県教育委員会行政組織規則」に定められた職としての社会教育主事である事実。
- 2 同社会教育主事については、従来から概ね三年の任期で教員に復帰させる運用が採られており、原告が教員としての地位を喪失するのは一時的である事実。
- 3 人事異動原案作成の最終段階において学校長を通じて本人への打診や学校長の具申を求め、更に対象者が意向打診の際に職を拒否するようなどは、承諾を得られるよう最大限の努力をもって説得するようしていたとの事実。
- 4 原告は、半月以上も前に学校長から意向の打診を受け、その際に行きたくない旨の意思を示したが、命令なら仕方ないという意思も示していたという事実。
- 5 原告の所属する組合との間で、若干の折

衝がもたれた事実。

他にも事案の相違点は多くあるが、主要な点は以上のとおりであらう。

この事案に比し、本件においては、1 「指導員」なる職については、前記のとおり職名に關する規則しか存在せず、その職務内容を定めた規則すら存在しないこと。

2 本件申立人らと同じような地位・立場にある教員(市芦高校教員であり且つ現実に教員として教育に携わってきた経歴のある教員)が「指導員」として転任された例がなく、しかも、その転任の期間は明示されず、更に現実に九年後に現職に復帰した申立人麻田を除き一〇年以上経過した時点においても未だに教員としての地位を喪失したままである事実。

3 従来、本件の如き「指導員」という身分での人事異動の可能性が示された事実さえなく、ましてやそのことについて説明等誰からもなされなかったことがない点。

4 本件処分においては、事前に各申立人に意向の打診等全くなされず、明らかに意思に反する一方的な辞令が交付された事実。

5 申立人らの属する職員組合との間では全く折衝がなされていない事実。

等、重要な点において事実関係を異にしている。

しかも、前記判決においては、前記の事情のもとにおいても、「本件転職手続きは、原告に対し社会教育主事の職務内容について説明をし心構えをさせることにおいて、不十分であったものといわなければならない。」と認定しているのである。この点、本件においては、「不十分」ところか、そのような機会は、意図的にもたれていないのである。

このような諸点からすれば、前記判例の趣旨からすると、本件各配転処分はいずれもその裁量権を大きく逸脱したものと断定せざるを得ないであろう。

同判決は結論において処分の違法性を認めなかったのであるが、その判断内容に關しても、以下のとおりの論評がなされている。

「県教委の有する人事上の自由裁量権の制約であるが、本判決要旨二は、高校教員を職としての社会教育主事に転任させるには、その同意を要しないと判示しているが、一般的にこのように言えるかは問題である。判文をみると、教育基本法等による教員の身分保障が一般的、抽象的であることは理由の一つとして掲げられており、他に、運用として三年という短期間であるということも挙げられている。このことは、例えば、数学の教諭を

本件での青少年の家（野外活動や体育館使用を主とする社会教育）に転任させる場合を考えてみれば明らかであるが、本件の場合、高校の体育教諭と青少年の家に配置される職としての社会教育主事ということが前提になっているというべきであり、一般化はできないと考えられる。そしてこのことは、要旨二に続く判文の「職としての社会教育主事は、教員としての採用に予定された範囲外までとは言えない」とする点も同様であり、高校の体育教諭と青少年の家の社会教育主事という重なりないし類似部分に着眼してはじめて理解できることであって、一般化できないと考えられる。従って、これらの点については、まさに事例判決として理解するのが相当であり、本判決を前提とすれば、今後その射程距離が問題となる。」（判例自治一六号P一四以下における、同判決に対するコメント、P一六）

以上のとおり、前記判決は、本件と比較的類似した事案であるが、その内容は、本件とは重要な点において事案の内容を異にしており、その結論部分については、先例とはなり得ないものである。しかし、その判決の趣旨からすれば、本件各転任処分に関しては、明らかにその裁量権の範囲を逸脱するものと断言して差し支えないであろう。

活動日誌（抜粋）1996.9.19～12.12.

- 9・25 弁護団会議。
- 28 仮設交流会。
- 10・3 弁護団会議。
- 6 「市政を正そう！市民の集い」集会デモ
- 11 弁護団会議。
- 12 兵高教東播支部教研集会で講演（深沢）
- 14 法対会議。
- 15 弁護団会議。
- 16 弁護団会議。
- 17 弁護団会議。
- 19 兵高教尼崎・阪神支部合同教研集会。
- 20 井原静江さん（石ころばあちゃん）出版記念会。
- 21 弁護団会議。
- 22 通信No.87発送。
- 25 弁護団会議。
- 26 兵高教本部教研集会。
- 29 第七回公平委審理（終審）。公正裁決要請署名（一次）二六〇六五名分提出。
- 11・7 分会執行委。事務局会議。
- 11 分会執行委。
- 20 事務局会議。
- 27 一時金交渉分会決起集会。
- 12・3 「最終準備書面」印刷刊行。
- 6 分会忘年会。仮設交流会。
- 12 事務局会議。共同購入。

市芦処分公平審裁決出る！

アッ！とおどろく裁決書

理由も示せず、具体的事実を何一つ挙げられず、それでも「処分承認」

「中立、公平、独立」の法も面子もかなぐり捨て、権力行政の下僕に

裁決書の体もなさぬ空っぽの作文

結局、

これぞ芦屋市公平委員会にふさわしい裁決書か

裁決は？

鈴木、森村、滝山、小川、石橋、吉岡、麻田、深澤ら8人に対する強制配転処分をすべて処分者主張どおり認める。

河村、深澤の2人に対する懲戒処分については、処分者主張を採用するが、停職1月は重きに失するので3ヶ月減給10分の1に処分内容を修正する。

なぜそうした結論に至るのか、目をこらして裁決書を読むが、不思議なことに一切書かれていないのである。

転任処分についてみれば、裁決書に「理由」と項を起こしているが、8人の事案について全文14ページ（1ページは25字×23行）、実質中身らしき箇所は10ページですべてである。400字詰め原稿用紙にして、一人2枚にも足らず、それもほとんど全文、処分者の文章の引き写しである。

目を凝らせば、わずかに公平委員会の独自の文としてあるのは「処分者の主張は信用できるが、申立人の主張は信用できないし、証拠がない」という箇所のみである。処分者の主張は全然証拠がないのに「全弁論の趣旨から」採用し、申立人の主張は事実証拠があっても無視するというのである。

具体的事実には踏み込むと、まずいので一切ふれずに結論を出している。

この10年におよぶ「審理」の中身がすっぱり抜け落ちて、あたかも「審理」などなかった如く扱われている。

3/29市芦処分公平審不当裁決抗議集会

への参加をお願いします

市芦救援会

処分から10年6ヶ月、私たち被処分者、深澤、河村、鈴木、森村、滝山、小川、石橋、吉岡、麻田は、提訴以来10年の時間を公平審を舞台に、「言わねばならぬこと」を「言いつのってきました」。それは、10年の時間をかけた審理の最終準備書面の一行一行に明らかです。

処分者の主張はことごとく根拠を持たず、それでもする強弁はつじつまのあわないことばかりでした。私たちは、その一つ一つに事実だけで辛抱強く反論してきました。

権力の恫喝に屈服して自らを裏切り、新潟空出張事件以下次々と証言内容の変更をくりかえす処分者証人前田校長、答弁に詰り審理廷から逃亡する証人小林管理部長（現助役）、彼らの破廉恥さは処分そのものの破廉恥さを物語るものでした。

まともな人間なら自己廉恥心に身をすくませてしまうしかなかったのが、処分者の10年であったはずですが。

それに立ち会ってきたのが、芦屋市公平委員、高澤、石垣委員らでした。

本来、公平委員会の準司法的権限は、公平機能とも称され、任命権の恣意的な行使を是正、排除する重要な手段であると言われています。公平委員会が中立、公平かつ独立して運営されることを法は定めているのです。

しかし、既に1994年の別件裁決において高澤、石垣委員はその独立性、公平性、中立性を自らうち捨て、権力行政に身をすり寄せて処分者の意のままの裁決をくだしています。その裁決書は処分者の立論、立証のほころびを補強しさえしていました。

私たちはそのことを強く批判し、本来の役割と機能を取り返すことを求めました。陰に隠れた？処分の張本人である松本元教育長の代弁者を自認する北村市長が選任する「公平委員」が、「公平か？」についての批判は、彼らが下す裁決如何で再び試されていたのです。

3月14日に出された私たちへの裁決書に、私たちはただ唖然とするばかりです。およそ、裁決書としての体をなしていないのです。裁決の主文について云々する以前のことで。主文に至る経過が一切ないのです。処分者を勝たせ、処分を承認するにしても、それなりの理由（理屈）をつけるものです。ところが、市公平委員会裁決書には「なぜ申立人の訴えを却下するのか」という肝心な部分が脱落しているのです。結論だけが書かれていて、一切の論証ぬきののです。問われていたのは裁量権の行使の逸脱つまり限界なのですが、すべてを「裁量である」として片づけていくのです。まるっきり思考停止なのです。双方の争点を取り上げ判断する為には、双方の主張を裏付ける具体的事実について踏み込み、言及しなければ判断が出来ないはずですが、一切踏み込まないのです。

「処分者の言うことは信用できるが、申立人の言うことは信用できない」というのが、唯一の理由らしきものです。

「市公平委員会は、なぜ、具体的な一つ一つの事実に踏み込めなかったのか？」

理由は明白です。一步でも具体的事実に入り込めば、結論である「処分の承認」が瓦解せざるをえなかったからです。

再び、市公平委員はその独立性も中立性もそして公平性も投げ捨てることで法への信頼を失わしめました。それゆえ、なおさら、私たちは、「言わねばならぬこと」を言い続けるしかありません。以下のとおり「市芦処分公平審不当裁決抗議集会」を行います。私たちの深い憤りを消えぬ炎とするために、ぜひご参加いただき激励くださることを心からお願いします。

記

●日時：1997年3月29日（土）午後2時～3時半

●会場：芦屋市民センター203号室

●内容：公平審裁決報告（弁護団報告他）と抗議